

印鑑登録される方へ

1. 登録できる人

春日井市に住民登録または外国人登録をしている15歳以上の人(成年被後見人となっている方は除きます。)

2. 登録のできる印鑑

一辺の長さ8ミリ～25ミリの大きさで、住民登録に記載されている文字を使用しているもの。

ゴム印等変形しやすい材質の印鑑、欠けている印鑑、白ぬきの印鑑は登録できません。

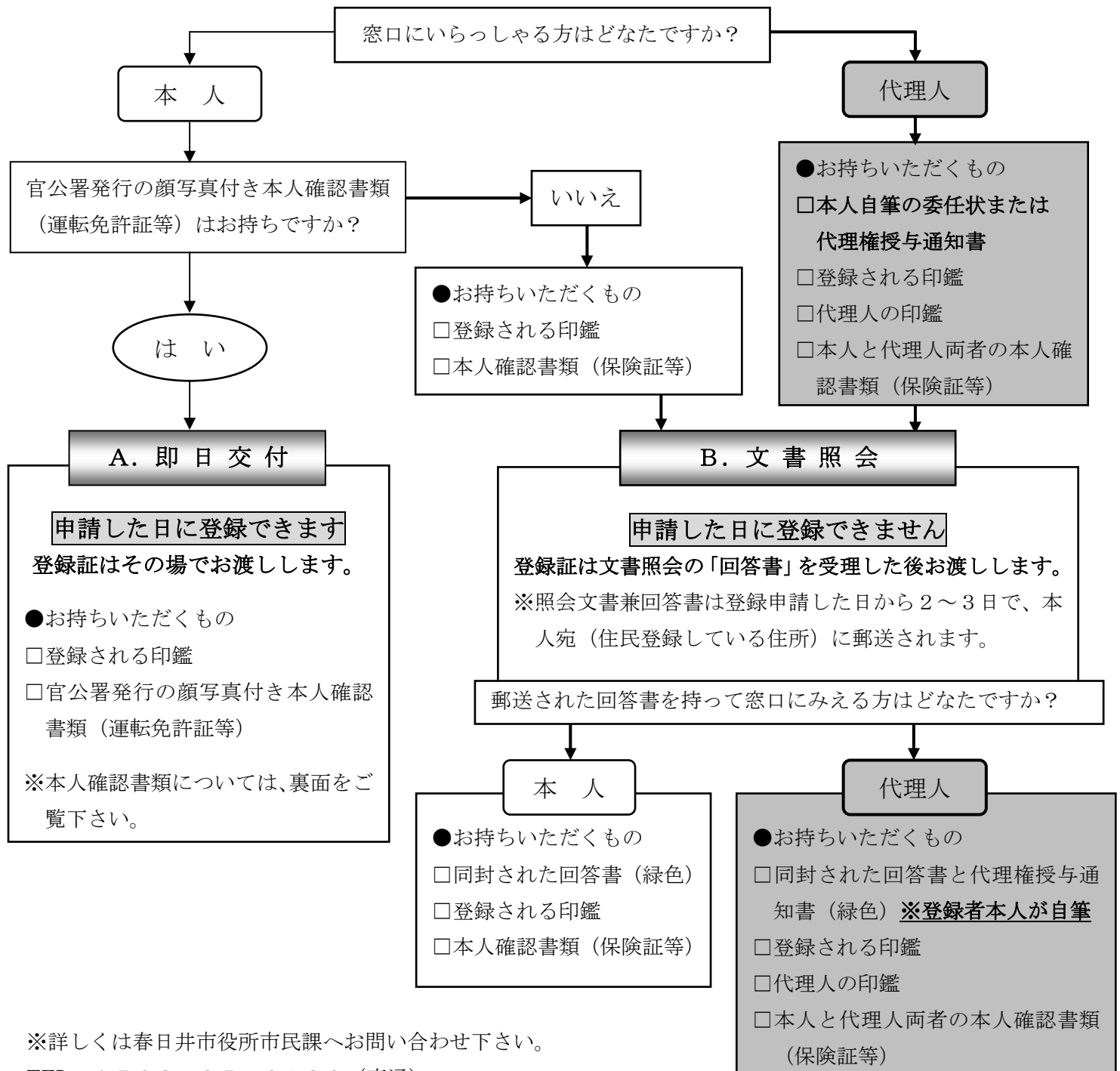
登録する印鑑は一人一個に限られています。また、1個の印鑑を2人で登録することもできません。

3. 登録の方法

次のA・Bの2つの方法があります。次の図でたどりついた方法があなたの登録方法です。

市民の財産を守るため、印鑑登録の手続きは厳正です。

印鑑登録申請には**必ず本人確認書類を提示して下さい**。※本人確認書類は裏面をご覧ください
本人確認方法は本人申請・代理人申請を問わず**文書照会を行うことを原則**としています。



※詳しくは春日井市役所市民課へお問い合わせ下さい。

TEL: 0568-85-6139 (直通)

ホームページ: <http://www.city.kasugai.lg.jp/>

印鑑登録申請に必要な

本人確認書類(有効なものに限る)

《コピーは不可》

申請した日に登録できるもの

運転免許証、旅券(パスポート)、住基カード(写真付のもの)、外国人登録証明書、海技免状、小型船舶操縦免許証、電気工事士免状、無線従事者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証(銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第2項に規定する教習資格認定証をいう)、検定合格証(警備員等の検定に関する規則第8条に規定する合格証をいう)、身体障がい者手帳(本人確認できるもの)、精神障がい者保健福祉手帳(写真付のもの)、官公署(独立行政法人及び特殊法人を含む。)がその職員に対して発行した身分証明書のうち現に有効なもの

申請した日に登録できないもの

国民健康保険証を始めとする健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証、介護保険被保険者証、心身障がい者・母子家庭等・子ども・精神障がい者の各医療費受給者証、特定疾患医療給付事業受給者票、精神障がい者保健福祉手帳、国民年金手帳または証書、厚生年金手帳または証書、船員保険年金手帳または証書、共済年金証書、恩給証書、シルバー優待証明カード、預貯金通帳、公の機関が発行した資格証明書のうち現に有効なもの

※ ただし、上記のものが無い場合は市民課へご相談ください。

市民課 85-6139(直通)